

健全化判断比率

村上市の財政は
健全性を保っています

健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」があります。それぞれの比率が「早期健全化基準」「財政再生基準」を超えたときは、「財政健全化計画」「財政再生計画」を策定し、国や県の勧告を受けながら財政の健全化を図ることになります。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率※1	—	—	12.27	20.0
連結実質赤字比率※2	—	—	17.27	30.0
実質公債費比率※3	12.3	12.7	25.0	35.0
将来負担比率※4	92.9	102.4	350.0	

資金不足もなく
健全性を保っています

資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

水道事業や下水道事業などの公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す比率です。すべての会計で資金不足はありませんでしたので「—」と表示しています。

用語の説明



※4 将来負担比率
これから先の負担が、どのくらいあるのかを示す比率です。市債の残高や福祉施設建設への負担、特別会計、一部事務組合の借入金への負担金、職員の退職金など、将来、財政を圧迫する可能性のある負担をもとに算定されます。市の比率は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、今後も市債の発行を抑えるなど、負担の軽減に努めます。

※3 実質公債費比率
早期健全化基準の25%を超えると市債の発行が制限され、市独自の施策が難しくなります。

※2 連結実質赤字比率
実質赤字比率に国民健康保険、介護保険、水道、下水道事業などの市で運営しているすべての会計を加えた市全体の赤字額の比率です。

※1 実質赤字比率
住民票の発行や道路建設など市民の皆さんに広く関わる部門を行っている「一般会計」などの赤字額の比率です。

6つの特別会計
事業収入が主な財源

特別会計

特別会計	歳入	歳出
土地取得	13万円	13万円
情報通信事業	2億9,201万円	2億8,326万円
蒲萄スキ一場	3,934万円	3,924万円
国民健康保険	61億8,720万円	60億 722万円
後期高齢者医療	7億8,001万円	7億7,951万円
介護保険	81億9,900万円	78億3,459万円

特別会計とは、特定の事業を行う場合にその事業で得られる収入を主な財源として、事業に係る経費を支出するため、一般会計とは別に収支を管理する会計です。特別会計では、事業の実施にあたり必要な財源に不足が生じる場合には、一般会計や基金から資金の繰り入れをして財源の補てんを行っています。

公営企業会計

3つの会計が
独立採算制を原則としています

地方公営企業法の適用を受け、原則として独立採算制で運営される会計です。会計方法も他の会計と異なり、その年度の経営損益を示す「収益的収支」と、将来の経営に備えて行われる建設改良事業などの資本取引を示す「資本的収支」に区分した会計方法が用いられています。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額については、各事業会計の内部留保資金などで補てんされます。

公営企業会計		収入	支出
上水道	収益的	11億6,597万円	10億6,719万円
	資本的	2億1,588万円	7億5,218万円
簡易水道	収益的	3億4,114万円	3億3,438万円
	資本的	2億 326万円	2億9,750万円
下水道	収益的	41億8,219万円	41億1,564万円
	資本的	33億 265万円	47億6,735万円

市民1人当たりの借金
124万9,516円

市債借入残高

市債借入残高	令和3年度末	令和2年度末
一般会計	325億2,653万円	338億3,767万円
情報通信事業	1,150万円	1,772万円
蒲萄スキ一場	7,731万円	7,864万円
上水道事業	51億2,711万円	54億 423万円
簡易水道事業	16億8,299万円	18億6,692万円
下水道事業	314億2,214万円	331億2,783万円

一般会計の市債残高の減少の要因として償還額が借入額を上回ったことなどがあげられます。市債は、主に道路や学校など長期間利用していく施設などの建設費用のための借入金です。市債の発行により、次世代の人々にも費用を負担していただき、世代間の公平性を考慮しています。